

恵庭市告示第49 - 2号

恵庭市墓地使用料等収納事務委託告示

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、歳入の徴収又は収納の事務を次のとおり私人に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

委託した歳入の徴収又は収納事務

恵庭市墓地の設置及び管理条例（昭和43年条例第19号）に規定する使用料及び管理料の収納事務

歳入の徴収又は収納の事務の委託を受けた者

住所 恵庭市黄金南1丁目313番地5

氏名 恵庭まちづくり協同組合 代表理事 齊藤 一史

委託する期間

令和6年 4月 1日から 令和7年 3月31日まで

令和6年 4月 1日

恵庭市長 原田

